

## 商法改正（新株予約権制度の創設等）に伴う上場制度等の見直しについて

平成14年2月27日

証券会員制法人名古屋証券取引所

### ・見直しの趣旨

本年4月1日、新株予約権制度の創設などを内容とする改正商法が施行される。

名古屋証券取引所では、従来から、上場会社が発行する転換社債券や新株引受権付社債券等について上場対象としているが、今般の商法改正により、これらが新株予約権付社債券などと整備されたことにあわせ、上場制度等における関連規定の整備を行うなど所要の見直しを行うこととする。

あわせて、近年における株券保管振替制度の定着の状況等を踏まえ、証券決済の一層の効率化を図ることにより市場参加者の利便性が向上されるよう、上場株券が一律に同制度において取り扱われることを要するものとする見直しを行うこととする。

### ・見直しの概要

項 目	内 容	備 考
1. 上場制度等における転換社債券等に係る規定の整備	改正商法にあわせて、次に掲げる要領により規定を整備する。 <ul style="list-style-type: none"><li>・従来の「新株引受権証券」の名称を「新株予約権証券」に改める。</li><li>・従来の「転換社債券」及び「新株引受権付社債券」の名称を「新株予約権付社債券」に改める。ただし、従来の「新株引受権付社債券」のうち分離型のものについては、「社債券」及び「新株予約権証券」が同時に募集され、割当てられたものとして定義する。</li></ul>	・従来の「転換社債券」に相当するものと「新株引受権付社債券」に相当するものを分けて規定する必要がある場合には、従来の名称を用いるなどにより規定する。

項 目	内 容	備 考
	<p>公開前規制においては、ストックオプションに係る新株について上場後の継続所有を要しないものとして取り扱ってきている。今般、商法改正により、取締役又は使用人へのストックオプションのために限らず新株予約権を発行することが可能となることを受け、公開前規制においてストックオプションとして取り扱う新株予約権の範囲について、新規上場申請者の子会社の役員又は従業員に対するものも含めて規定する。</p>	
2．公告の方法に係る規定の見直し	<p>公告に係る情報の公開方法について、改正商法により電磁的方法を含める形で多様化されたことを踏まえ、従来の日刊新聞紙(全国版)に限定した方式から、電磁的方法を含めて、広範な周知を行うものとする旨の規定に改めることとする。</p>	
3．株券に係る保振同意の規定化	<p>株券について、保管振替機関(財団法人証券保管振替機構)において取り扱われることにその発行者が同意していることを新規上場及び上場継続の要件とする。</p>	<p>上場会社への株券に係る保振同意の規定化については、所要の経過措置を講じるものとする。</p>
4．その他	<p>その他所要の見直しを行う。</p>	

・見直しの時期

平成14年4月1日の実施を目途とする。

以 上